【計算例 ケース3】

個人市・県民税額の計算例(Cさん68歳(給与収入+年金収入)の場合)

家族構成:妻(68歳、特別障害者):合計所得金額0円

給与収入:2,500,000 円 年金収入:2,300,000 円

支払った社会保険料:100,000 円

支払った医療費:350,000 円(補填される額なし)

所得計算

<mark>給与所得</mark>: 2,500,000 円÷4=625,000 円(千円未満の端数切捨て)

625,000 円×2.8−80,000 円=1,670,000 円···①

<mark>公的年金等に係る雑所得</mark>: 2,300,000 円-1,100,000 円=1,200,000 円・・・②

(注意)給与収入額、年金収入額及び本人の年齢、及び公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額によって計算方法が異なります。

所得金額調整控除額の計算 給与所得と年金所得の双方を有する者

<mark>給与所得金額</mark>(限度額:10 万円)+<mark>公的年金等に係る雑所得金額</mark>(限度額:10 万円)-10 万円 【最大10 万円】

<mark>10 万円</mark> + <mark>10 万円</mark> - 10 万円 = 10 万円・・・③

所得金額調整控除後の給与所得計算

①1,670,000 円 - ③100,000 円 = 1,570,000 円 \cdots ④

所得から差し引く額の計算(所得控除)

社会保険料控除:100,000 円

配偶者控除:330,000 円

特別障害者控除(同居):530,000 円

医療費控除:250,000 円(350,000 円-100,000 円)

基礎控除:430,000 円

所得控除計:1,640,000 円・・・⑤

税額控除前所得割額の計算

課税所得金額:(4)1,570,000 円+(2)1,200,000 円-(5)1,640,000 円=(1)1,130,000 円・・・⑥

税率:市民税 ••• 6%、県民税 ••• 4%

市民税税額控除前所得割:⑥1,130,000×6%=67,800 円···⑦

県民税税額控除前所得割:⑥1,130,000×4%=45,200 円···⑧

調整控除の計算

⑥の金額が200万円以下の場合

次の1、2のうち少ない金額の5%(市民税3%、県民税2%)

1. 人的控除の差の合計

所得税控除-住民税控除=差額

配偶者控除(70歳未満の配偶者):38万円-33万円=5万円(70歳以上:48万円-38万円=10万円)

特別障害者控除(同居):75 万円-53 万円=22 万円

基礎控除:48 万円-43 万円=5 万円

合計額:320,000 円

2. 合計課税所得金額(⑥の金額) 1,130,000円

1. $320,000 \, \text{\mathrm{H}} \, \times \, 5 \, \% = 16,000 \, \text{\mathrm{H}} \, < \, 2. \, 1,130,000 \, \times \, 5\% = 56,500$

この場合は1. が少ない金額となるので⇒ 市民税調整控除額:32 万円×3%=9,600 円・・・9

県民税調整控除額:32 万円×2%=6,400 円···⑩

所得割額税額の計算

市民税所得割額: ⑦67,800 円 - ⑨9,600 円 = 58,200 円・・・⑩ 県民税所得割額: ⑧45,200 円 - ⑩6,400 円 = 38,800 円・・・⑫

定額減税の計算

納税者本人1 万円+控除対象配偶者(国外居住者を除く)又は扶養親族(国外居住者を除く)1人につき1 万円

1 万円(納税者本人)+1 万円(控除対象配偶者)=2 万円····¹

所得割額一定額減税額

①58,200 + 238,800 + 320,000 = 77,000 = 77,000

【年税額】均等割額税額・森林環境税額(国税)の計算

4,77,000 円(所得割額)+5,00 円(均等割額)+1,000 円(森林環境税額(国税)) = 82,500 円

<u>年税額 82,500 円</u>